

第3節 地域福祉の推進体制

1. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に含まれる分野は、高齢者や障害のある人、子どもなどに関わる施策など、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などのさまざまな分野にわたります。

このため、市の健康福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などとの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、「三田市健康福祉審議会」において計画の進捗状況などの報告を行い、意見・提言を聞くこととし、これらを踏まえながら関係機関全体で、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めていきます。

また、計画は、策定後その内容を公表していきます。

2. 各主体の役割と連携

〔1〕 市民・事業者・行政のそれぞれに期待される役割

地域福祉計画は、市民・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割に応じ、協働することによって推進し、地域福祉の実現をめざすことが必要です。

市民・事業者・行政のそれぞれに期待される役割として、次のようなことが考えられます。

市民

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のことをよく理解している住民一人ひとりが「自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこう」という意識をもつことが大切です。そうした意識のもと、地域住民それぞれが積極的に声かけやあいさつなどを行い、また地域活動に参加することを通じてお互いに支え合い、助け合える関係づくりを築いていくことが期待されます。

事業者

地域福祉推進の一員として、また福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスの開発、事業内容やサービス内容の情報提供や相談、利用者の立場に配慮した苦情解決体制づくり（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置など）、自己評価、第三者評価の積極的な導入などに努めることが期待されます。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進計画に基づき、地域のさまざまな生活課題や福祉課題を解決する「地域の福祉力」を向上させるため、地域の特性に応じ支え合いや助け合いなど住民による自主的な活動を支援していくとともに組織・団体間の連携を図り、地域福祉推進のための中心的な役割を果たしていきます。

行政

市は、社会福祉協議会が地域福祉推進の担い手として、地域の中で十分に認知され、地域に根ざした活動が展開できるよう支援をしていきます。

また、支え合いの地域づくりに向けた住民の主体的な活動を支援するとともに、福祉サービスの充実やサービス利用者の権利擁護など安心してサービスが受けられるよう積極的に地域福祉の推進に取り組んでいきます。

〔2〕 関係機関・団体などとの連携

（1） 住民や関係団体との連携

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、社会福祉協議会をはじめ、ふれあい活動推進協議会、地縁型活動団体やテーマ型活動団体、民生委員児童委員協議会など多くの地域関係団体や住民の協力が不可欠です。また、保健・医療・福祉分野はもとより、教育、就労、交通、住宅など生活関連分野を担当する関係部局と連携を図りながら、計画に取り組むことも必要です。

これらの連携を強化するため、地域関係団体や住民、また各関係部局との意見交換や計画の推進のための協議などを行っていきます。

(2) 国・県との連携

少子高齢化を踏まえ、介護保険制度の見直しや医療制度の改正など福祉を取り巻く諸制度の改革が行われています。

こうした中、市では、市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう市民の生活基盤に関わる年金、保健・医療・福祉などの関連施策が安定的かつ総合的に展開される必要があるため、さまざまな制度の改革と充実が行われるよう国及び兵庫県に対し提言や要望を行っていきます。